

# こうち人づくり広域連合第3次広域計画

平成24年10月25日作成

## 第3次広域計画の作成の趣旨

1999（平成11）年から始まった平成の大合併は、2010（平成22）年3月で一区切りとなり、その間、市町村の数は、3,232から1,727へと大きく減少し、高知県内でも53市町村から34市町村へと再編された。そして、合併による市町村体制の変化、全国平均より早い速度での高齢化の進展、人口減少等の変化に対応していくため、新しい市町村間協力、つまり広域連携のあり方についても、さまざまな議論がなされていった。

2000（平成12）年4月の地方分権一括法施行後、市町村は、自己決定・自己責任のもとで自治体運営を行っていくために、より専門性を備えた人材を確保するための多様な研修機会の提供や、研修内容の充実などの人材育成施策を講じる必要性に迫られることとなった。

しかし高知県では、すべての市町村が単独で独自に研修所を設置し、職員ニーズに合わせた研修を行うことは、人的、財政的にも困難な状況にある。また、各市町村に共通する研修や、広域的な行政課題等について、相互に協力して問題解決を図る研修などは広域で行うことが効果的であるとの意見も出され、これが、市町村職員の「人づくり」に特化した水平的な広域連携構想に結びつき、平成14年12月、高知県内全市町村の広域研修機関として「こうち人づくり広域連合」が設立された。

2008（平成20）年に策定した第2次広域計画では、今後の人材育成は「地域の将来に夢をもって、未来を熱く語り行動する人づくり」が重要であるとの目指すべき方向性を定めた。その実現に向けた基本的な理念や取り組み内容については第1次広域計画をほぼ継承しつつも、新たに各市町村の人材育成基本方針に対応した研修事業等を盛り込み、住民とのよりよい協働関係、経営的思考の確立を目指し、より効果的な事業実施を目指していった。

この間、地域の自主性及び自立性の確立を最重要課題に掲げる政府の施策により、地域のことは地域で行う流れが一層鮮明になってきている。他方、地方財政を取り巻く状況はさらに厳しさを増し、最小の資源で最大の効果を挙げるべく、市町村においては、これまで以上に効率的な組織体制の構築及び分権改革を担う人材の育成が強く求められている。

さらに、高知県内の市町村を取り巻く状況は、経済・雇用情勢の悪化、急速な少子高齢化の進行、住民意識の変化や価値観の多様化等の要因により、行政需要がますます増加し複雑化する一方で、行政を担う職員の側では急速な世代交代の進行により、職員の対応も困難度を増している状況にあり、組織を担う職員の能力及び意欲の向上が、喫緊の課題となっている。

第3次広域計画は、これらの諸課題を踏まえ、「自ら学び、考え、地域とともに未来を

切り拓く熱い人づくり」をミッションとして掲げ、広域連合及び構成市町村の役割を明らかにするとともに、幅広い人権意識の涵養を基本として全体の奉仕者としての高い倫理観の醸成に努め、広域連合の行う研修事業、研修支援事業、人材交流事業、政策研究事業に関する事務を総合的かつ計画的に推進していくため、地方自治法第 291 条の 7 に基づき策定するものである。

### 第 3 次広域計画の期間及び改定

広域計画の期間は、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年とする。

ただし、必要が生じた場合には、地方自治法第 291 条の 7 第 6 項の規定に基づき改定を行うことができるものとする。

## 第 3 次広域計画

### 第 1 章 基本理念

広域連合と構成市町村が連携を図りながら、次に掲げる基本理念にのっとり、「自ら学び、考え、地域とともに未来を切り拓く熱い人づくり」を目指して、事業を推進する。

時代の変化を的確に把握し、新たな行政課題に迅速に対応できる個性的で創造性の豊かな人づくり

多様な主体との新たな協働関係を構築し、地域の総合的活力を生み出す人づくり

高い人権意識、使命感、責任感にあふれ、住民福祉の向上を担う自立的な人づくり

### 第 2 章 広域連合と構成市町村の基本的役割

前章に掲げる基本理念を達成するため、広域連合及び市町村は、研修効果の向上はもとより構成市町村の職員間の交流による情報交換、相互啓発の機会の促進に努め、それぞれの役割分担のもとで、本格的な地方分権改革の流れに即応することのできる人材の育成・確保に努める。

#### 1 広域連合の基本的役割

広域連合は、協力的に人材育成にあたる構成市町村と十分な連携関係を保ち、研修事業、研修支援事業、人材交流事業、政策研究事業に関する取り組みを行うとともに、研修の成果が効果的に構成市町村の行政に反映させていくことができるように、研修内容の見直しや研修技法等の適宜改善を行い、制度的支援を行っていく。

#### 2 構成市町村の基本的役割

構成市町村は、各市町村で定めた人材育成基本方針に基づき、自ら各種研修事業の実施に努めるとともに、広域連合が実施する研修事業、研修支援事業、人材交流事業、政

策研究事業に主体的かつ積極的に参画し、個別的な階層指定を行うなど職員の人材開発を計画的に推進する。

### 第3章 事業実施に当たっての基本方針

広域連合の事業は、次に掲げる基本方針にのっとり、構成市町村と緊密な連絡調整を図りながら、総合的かつ計画的、効果的に実施する。

#### 1 構成市町村の研修ニーズの把握

構成市町村を取り巻く社会経済情勢が大きく変化するなかで、市町村長等の意向もふまえ、構成市町村の研修ニーズや人事行政上の課題等の把握に努めるとともに、新たな行政需要に的確に対応した事業を展開し、本格的な地方分権改革の流れに対応できる創造的な人材育成に努めていく。

#### 2 構成市町村との相互補完的機能の充実

人材育成における構成市町村間の格差を是正するため、構成市町村が策定する人材育成方針との連携を保ちながら、構成市町村と広域連合は密接な連携を取り合うことにより研修効果を高めるとともに、構成市町村の研修機能等の強化を支援するなど相互に補完的な役割を担っていく。

#### 3 構成市町村の広域的な地域連携や事業の促進

構成市町村の自主・自立的な参画によって、研修担当者間や職員間のネットワークの構築により市町村間での情報やノウハウの共有を促進し、広域的な地域課題の解決に向けた事業の推進を図っていく。

#### 4 地域づくりを担う創造性豊かな人材の育成

広域的な地域課題をテーマとして、地域住民等とともに政策研究を行い、職員の実践的な政策形成能力の開発を図るとともに、地域課題の解決に向けて取り組み、多様な主体とのパートナーシップを強化し、地域力を創造していくための環境整備に努めていく。

### 第4章 事業計画

広域連合は、構成市町村を取り巻く行政課題の変化に対応し、積極的に課題解決に向けて取り組むことのできる職員を育成していくために、多様な研修機会を提供するとともに、自己啓発の支援にも留意し、次に掲げる各事業についての事業目的及び実施方針を以下のとおり定めることとする。

研修事業

研修支援事業

人材交流事業  
政策研究事業

1 研修事業

(1) 目的

- ア 幅広い人権意識の涵養と倫理観、使命感の醸成
- イ 各階層に応じた役割を担うことのできる自立型職員の育成
- ウ 多様な主体との新たな協働関係の構築と推進

(2) 実施方針

- ア 幅広い人権問題に対する意識の涵養と、公務員としての倫理観、使命感を醸成するための研修を実施する。
- イ 本格的な地方分権改革の流れに対応していくため、自主・自立的に政策を遂行することのできる政策形成能力及び政策法務能力等の向上を図っていくための研修を実施する。
- ウ 地域住民との新たな協働関係を築いていくために必要なスキルを身につけるための研修を実施するとともに、構成市町村のニーズに応じて NPO 法人、地域自治組織等からの参加を含む、より効果的な研修を実施する。
- エ 階層別研修を補完し、さまざまな職務に必要な専門知識や基礎的実務能力の向上を図るとともに、行政組織内の活性化を図り、職員の自己啓発を促すための研修を実施する。
- オ 市町村長や市町村議会議員等が広く自治体経営に係る経営戦略、社会経済情勢等について理解を深め、強い意志とリーダーシップをもって活力ある地域社会の構築を先導するための研修を実施する。
- カ マネジメントサイクル（PDCA）にのっとり、研修成果の向上をめざし、受講アンケート、研修記録などを十分に活用して効果の測定を行い、構成市町村と相互に事業効果を評価・検証しながら進める。

2 研修支援事業

(1) 目的

- ア 構成市町村が企画する研修の円滑な推進に向けての協力支援
- イ 構成市町村職員による自主的な研修企画の支援
- ウ 活力のある行政組織及び地域活性化の推進
- エ 全国的な研修機関等が実施する有益な研修情報の提供と参加の支援

(2) 実施方針

- ア 構成市町村の研修の企画、実施及び研修講師の派遣を支援する。
- イ 研修講師情報を体系的に整備することにより必要な情報提供等を行い、市町村で

企画する研修を円滑に推進できるように支援する。

ウ 視聴覚教材の充実を図るとともに、研修関係図書を充実し、構成市町村の利便性を向上させる。

エ 全国的な研修機関、中央省庁、関係機関等で行う研修への構成市町村職員の参加を支援する。

オ 自主企画による国内・海外派遣研修を支援し、国際感覚を磨くとともに、地域社会におけるさまざまな交流、協力関係を推進できる人材を育成する。

### 3 人材交流事業

#### (1) 目的

ア 構成市町村間、民間企業等との連携・交流の調整と推進

イ 構成市町村が実施するインターンシップ生受入れの支援

ウ 先進的な人材交流情報、人材開発情報の提供

#### (2) 実施方針

ア 職員の各市町村間、民間企業・NPO 等との交流を促進することにより、経営感覚、コスト意識、折衝能力等を習得し、職員の意識改革と視野の拡大を図ることによって、健全な行政経営感覚を有する人材を育成する。

イ 学生の就業意識を高めるとともに、構成市町村の職場活性化などを図るためにインターンシップに対する支援を行う。

ウ 先進的な人材交流情報、人材開発情報など有益な情報を提供することにより、構成市町村の人材育成に関する取り組みを側面的に支援する。

### 4 政策研究事業

#### (1) 目的

ア 広域的な地域課題の政策研究の実施と構成市町村の施策への反映

イ 地域住民と行政の協働による地域づくりの推進と人材育成

ウ 政策形成能力を高めるための自主的な活動の推進

#### (2) 実施方針

ア 広域的な地域課題をテーマとして政策研究を行い、職員の実践的な政策形成能力の開発を図るとともに、地域課題の解決に向けて地域住民と取り組み、地域づくりを担う人材の育成に努め、活動成果を構成市町村の施策に反映させていくことを目指す。

イ 政策研究の成果を構成市町村が具体的に実施する場合に必要な支援を行う。

ウ 構成市町村職員の政策形成能力を高めるために必要な基本的知識や技法を習得するための研修を実施する。

エ 構成市町村の政策形成に関する自主研究グループ活動を支援する。

## 第5章 各事業の連絡調整

広域連合の実施する各種事業を円滑に推進し、積極的な参画を促進するためには、構成市町村のニーズ等を把握し、効率的かつ効果的な実施を図ることが不可欠であるため、広域市町村圏ブロック会、広域研修・政策研究部会、研修支援・人材交流部会、こうち人づくり広域連合連絡調整会議と、段階的に会議を積み重ねることによって意見を集約し、構成市町村に提供できるように十分な連絡調整を行う。

また、研修計画策定のためのさまざまなアンケートを適宜実施することによって構成市町村の状況、ニーズ等の把握に努め、事業計画に生かしていく。

### 1 こうち人づくり広域連合連絡調整会議

構成市町村が、職員等の研修、人材交流及び政策研究に関する事務を主体的かつ円滑に処理していくため、連絡調整会議を開催（原則年2回）し、構成市町村間の連絡調整及び情報の一元的な収集・提供を行う。

### 2 広域研修・政策研究部会と研修支援・人材交流部会

連絡調整会議における協議又は検討内容等を深めるため、広域研修・政策研究部会並びに研修支援・人材交流部会を開催（原則年2回）し、両部会において具体的な取り組み内容について協議する。

### 3 広域市町村圏ブロック会

構成市町村のニーズを十分に把握し、広域研修・政策研究部会並びに研修支援・人材交流部会での協議に反映するとともに、連絡調整会議の業務を円滑に推進し、広域連合の実施する事業への積極的な参画を促進するため、広域市町村圏ブロック会を開催（原則年1回）する。